

福祉バス運行管理要綱

目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する地域福祉活動の推進及び飯南町の社会福祉向上に資するため、社協が所有する車輛・マイクロバス（以下「福祉バス」という。）の貸し出し及び運行管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理・運営)

第2条 福祉バスの運行管理責任者は、社協会長とする。

- 2 福祉バスの車輛管理責任者は、社協安全運転管理者とする。
- 3 福祉バスの日常点検及び定期点検は、社協安全運転管理者が指名する職員が行う。

(運行範囲)

第3条 この福祉バスの運行範囲は、社協が行う社会福祉事業に使用するとき及び社会福祉を目的として活動する関係諸団体が諸会議並びに研修会等に参加するときに運行する。

- 2 関係諸団体とは、社会福祉の向上を目的として設立された団体及び町行政機関をいう。
- 3 前1項にかかわらず、運行管理責任者が特に必要と認めた場合は運行することができる。
- 4 第2号に規定する関係諸団体の詳細については別に定める。

(使用の申込)

第4条 この福祉バスの利用を希望する者は、別紙様式「福祉バス利用申込書」に記載し、利用日2か月前より申込をすることができる。

- 2 使用の期日が重複する場合は、原則として申込順とする。
- 3 使用の申込にあたっての詳細は、運行管理責任者が別に定める。

(被使用者の遵守事項)

第5条 福祉バスを使用する者は、運行について安全運転管理者の指示に従わなければならない。

- 2 福祉バスを使用する者は、使用後洗車・車内清掃を行わなければな

らない。

3 福祉バスを使用する者が、福祉バスを破損、または事故等を起こした場合、直ちに安全運転管理者に連絡し、指示を仰がなければならない。

(乗務員の遵守事項)

第6条 福祉バスの乗務員は、交通規則を遵守し、人命及び車輛の保全に細心の注意を払わなければならない。

(費用負担)

第7条 この福祉バスの利用料は無料とする。但し、利用者の善意の寄附はこれのかぎりでない。また、次の各号に掲げる費用は利用者の負担とする。

- (1) 運行に要した燃料代
- (2) 運転者に係る費用
- (3) 通行料金
- (4) 駐車料金
- (5) その他、運行管理責任者が必要と認める費用

(損害保険)

第8条 福祉バスの損害保険は本会で加入するが、補償については保険の対応内とし、それを上回るものについては、利用者の責任で対応するものとする。

(弁償)

第9条 利用者の責に帰すべき原因による車両（備品を含む）の事故及び破損等に伴う修復費、その他損害費用については、運行管理責任者が指示する方法で弁償させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 7月 1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成27年 7月 1日から一部改正施行する。

福祉バス運行管理要綱細則

第1条 福祉バス運行管理要綱第3条第4項に規定する関係諸団体は次のとおりとする。

社協の活動支援団体	福祉団体等	社会福祉法人等	ボランティア団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉会 ・ 自治振興福祉部会等 ・ いきいきサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯南町身体障がい者協会 ・ 飯南町原爆被災者協議会 ・ 飯南町手をつなぐ育成会 ・ 飯南町老人クラブ連合会 (赤来支部、頓原支部) ・ 飯南町商工会 ・ 飯南町母子会 ・ 遺族会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友愛会 ・ NPO法人まんなてんの家 ・ 晴雲の里 ・ その他の福祉事業実施者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライオンズクラブ ・ その他のボランティア団体、組織、グループ等

※10人未満の場合は、ワゴン車を貸し出すことができる。

※車いす等を利用しなければ移動の手段がない者がいきいきサロン等に参加する場合、リフトバスを貸し出すことができる。ただし、貸出時間は業務に支障のない時間内とする。